

総務第 号
令和 2 年(2020年)10月 日各 部 (局) 長
各 (総 合) 振 興 局 長
企 業 局 長
道立病院局道立病院部長
議 会 事 務 局 長 様
監 査 委 員 事 務 局 長
人 事 委 員 会 事 務 局 長
労 働 委 員 会 事 務 局 長

総 務 部 長

「警戒ステージ 2」における感染拡大防止に向けた取組について
道では、新規感染者数の増加が続いていることなどから、令和 2 年10月28日付けで新型コロナウイルス感染症の警戒ステージがステージ 2 に移行し、「集中対策期間」が設けられました。警戒ステージ 2 とは、感染拡大を早期に抑え込み、社会経済活動との両立を進めるための重要なステージとしています。

職員に対しては、既に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について（令和 2 年(2020年) 6 月 1 日付け総務第751号総務部長通知）」により、感染リスクの低減に向けた取組の徹底を通知しているところです。

この度、「集中対策期間」を定めたことから、当該期間中、集中的に在宅勤務や分散出勤など次の感染拡大防止に向けた取組を道職員自ら率先して進めるよう、改めて所属職員に周知願います。

記

- 1 感染拡大防止に向けた取組【「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について（令和 2 年(2020年) 6 月 1 日付け総務第751号総務部長通知）」（抜粋）】
 - (1) 在宅勤務について
 - ・ 職員の自宅等で使用しているパソコンを使用する勤務
 - ・ リモートアクセス端末を使用する勤務
 - ・ 職場で通常使用しているパソコンを使用する勤務、資料等を使用した勤務
 - (2) 分散出勤について
 - ・ 勤務時間の臨時の割振り変更
 - ・ 時差出勤
 - (3) 職員の健康管理について
 - ・ 手洗い・咳エチケットを徹底。マスクの着用を励行すること。
 - ・ 職員間のソーシャルディスタンスの確保やビニールの仕切りの設置による感染防止の徹底など接触機会を減らすこと。
 - ・ 発熱など風邪の症状がみられたときは、自宅で療養して体調管理に努め、外出を控えるなど症状に応じた適切な対応を行うこと。
- 2 「警戒ステージ 2」における感染拡大防止に向けた施策についてを遵守すること。（別紙参照）

総 務 課 総 務 係
人事局人事課職員活躍担当
人事局人事課サービス係
人事局職員厚生課健康管理係